

総研究
・教育と法・
教育と法
研究会

第63回 生徒の自殺と学校関係者に対する名誉毀損

星野 豊（筑波大学准教授）

学校で事故・事件が発生した場合、報道を含めた多くの見解が、当該学校における問題点の指摘や、学校関係者の責任追及へと向かう傾向があることは、ある程度予測されるところである。しかしながら、そのような問題点の指摘や責任追及が、学校関係者の名誉を毀損するような態様で行われた場合には、学校関係者の側が相手方に対して、損害賠償や謝罪広告等を求める権利があることも、法律上明らかである。本稿では、生徒の自殺に関して、当該生徒の保護者と代理人弁護士とが、記者会見を開いて学校

関係者を殺人罪で告訴したことを公表したこと、が、名誉毀損を構成すると判断された、長野地裁上田支部平成23年1月14日判決・平成21年（ワ）140号事件を取り上げ、学校関係者が事態の解決のために法律上認められる手段の必要性と相当性について考えてみる。

1 事実関係

原告Xは、A県立B高校の校長である。B高校は、運動関係で県下有数の強豪校であり、全

不登校となり、同年12月上旬、自宅で自殺した。

Cの母親であつた被告Y1は、Cの不登校がB高校の生徒を含む学校関係者のいじめによるものであると強く主張しており、Cが自殺する直

前まで、バレーボール部関係者、学校関係者、教育委員会等に対して、調査、謝罪等を繰り返し求め、前記関係者ほか、Y1を支援する県議会も含め、数次にわたる話し合いが行われていた。Xは、校長としてこの話し合いに対応した。Xは、Cの進級が懸念され、Cの登校を願っている旨の文書等を、Y1に交付した。

Xは、Cが自殺したことに関する開かれた記者会見の席上、不登校および自殺の原因について、いじめ等はなかつたと認識していること、および、Cは不登校となる前に複数回家出をしており、その原因是Y1およびCの家庭内での問題にあることを、報道関係者に対して述べた。

本件被告Y2は、業務経験30年を越える人権

国大会でも相当の成績を収めていた。

生徒Cは、平成17年4月、B高校に入学し、

バレーボール部に入部したが、同年9月頃より

不登校となり、同年12月上旬、自宅で自殺した。

活動等で著名な弁護士であり、Xの前記記者会見の報道に接したことから、Y₁に対し、Y₁を支援し、訴訟代理人となることを申し出た。そして、Y₁は、Y₂を訴訟代理人として、A県、B高校バレーボール部関係者ら十数名、およびXを相手取り、損害賠償総計1億円余を求める訴訟（長野地裁平成18年（ワ）82号ほか。以下、「前訴」という）を提起した。これに対し、B高校バレーボール部関係者らは、Y₁の理由のない非難攻撃によって平穏な生活を害されたとして、Y₁に対して損害賠償を求める訴えを別に提起し、この訴えは前訴に併合審理された。前訴の第一審は、バレーボール部の上級生の一人がCの頭をハンガーで殴打したことに対する損害賠償1万円を認容し、それ以外のY₁の請求を全て棄却し、バレーボール部関係者からの訴えについては、1人当たり5万円ないし5000円の損害賠償を支払うようにY₁に命じた（長野地裁平成21年3月6日判決）。Y₁は、この第一審判決に対して控訴したが、後に控訴を取り下げたため、第一審の判断が確定した（東京高裁平成21年（ネ）1802号ほか）。

Y₁およびY₂は、前訴の提起とは別に、Cがうつ病に罹患していたにもかかわらず登校を強要したことが、未必の故意（発生する可能性のある結果を予測および容認していることを意味し、故意と同様に扱われる）による殺人に当たる、等と主張して、Xを殺人罪で刑事告訴した。この際、Y₁およびY₂は、記者会見を開いて告訴状を報道関係者に公開したため、このことを新聞各紙が報道した。告訴を受けた検察は、数回にわたってXに事情聴取をした後、殺人罪に関するは罪とならないとの判断で不起訴としたが、この間、Xは、同窓会やPTAの会合等で説明を求められたり、多数の抗議非難の電話を受けたり、親族の結婚に際して先方から状況の説明を求められたりした。

また、Y₁は、Y₂と相談のうえで、Cの自殺に関する一連の状況についてブログを作成公表していた。この本件ブログには、前記の告訴状も掲載され、誰でも閲覧可能な状態に置かれていた。また、本件ブログでは、前訴に関する第一審判決の内容、およびこれに対する極めて批判的な見解が掲載されていた。

本件は、以上の経緯の下で、XがY₁およびY₂に対し、Y₁およびY₂がXを刑事告訴して記者会見を開き告訴状を公開したこと、および、本件ブログに告訴状を掲載したことは、Xの名譽を毀損すると主張して、損害賠償600万円、および、D新聞紙上と本件ブログ上とに謝罪広告を掲載するよう求めたものである。

2 裁判所の判断

損害賠償一部認容（165万円）、謝罪広告一部認容（新聞紙上のみ）。

「本件告訴のうち、殺人罪に係る事実経過について、①Xにおいて、Cがすぐにでも自殺するような精神状態にあつたと認識し、かつ、自殺を予見することは極めて困難であつたこと、②Xには、Cを殺害する動機など存在しなかつたこと、③本件各通知書面等は、XないしB高校関係者らが、Cの進級の可否を心配し、その善後策を検討する趣旨で送付したものと認められること、④12月3日の話合いは、Xが部下に命じて実施されたものではない上、Y₁も、C

が本件高校に登校することには賛成していたことの各事情が認められる。」したがって、「Xが、本件告訴状記載の方法によつて、Cを殺害したことなどとは到底推認することはできない。かえつて、Xは、Cが早期にB高校に登校するようになり、穩便に問題が解決することを真に願つていたものと容易に推認することができ、Y1もこれに応じて、双方ともCの元気な本件高校への復帰を願つていた。そうすると、本件告訴のうち殺人罪に係る告訴は、事実に反する内容であつた」というべきである。

Y1らは、「12月3日の話合いの状況を録音したテープの内容を本件告訴の前に予め精査しているほか、Y1らにおいて、Xないし教育委員会等に対し、Xによる記者会見での掲示事実の根拠について問い合わせなどの調査を行つたと認めるに足りる証拠もない。これらの事情によれば、Y1らは、本件告訴等に係る各掲示事実が真実であるかについて、基本的な調査ないし検討さえ全くしていなものといわざるを得」ず、「本件告訴等に係る各掲示事実が、いずれも真実であるとか、Y1らにおいてこれを

真実と信すべき相当の理由があつたものといえないことは明らかである。

「Y1らが捜査機関の捜査を求めるのであれば、本件告訴だけをすれば足りるところ、Y1らは、それ以上に、Y1らによる本件記者会見によって、マスコミに対し、校長であるXが生徒を自殺に追い込んで殺害したなどという告訴内容を説明し、それを記事にするなどを容認していたし、さらに、本件ブログでも、本件告訴の内容をインターネット上でも公開している。Y1らがこれらの手段を取つたことにより、違法な本件告訴内容は、不特定多数の者に広く知れるところとなつた。その結果、Xは、本件告訴によって捜査機関から捜査を受けるなどの煩雜さ以上に、本件告訴内容が知れ渡ることによつて多大な精神的損害を受けるに至つているのである。そして、新聞報道等を受ける者及び本件ブログの読者が不特定多数にのぼることからすれば、……本件告訴に対する不起訴処分、その新聞報道、長野地裁における民事訴訟事件での勝訴判決、その新聞報道、係る判決の本件ブログでの掲載といった、Xの名誉等を回復する

Xが失った名誉等が回復しきれるものではない。そして、その回復の措置としては、Y1らに對して主文掲記の各謝罪廣告の掲載を命じる必要がある」。「なお、Xは、本件ブログにも謝罪廣告を掲載するよう請求するが、D新聞は、A県内において広く購読されている新聞であるから、これに謝罪廣告を掲載すれば、Xが失った名誉等の回復の措置としては十分というべきであり、本件ブログに謝罪廣告を掲載するまでの必要性は認められない。」

3 問題点の考察・・・・・

本件は、生徒の自殺に関して保護者とその代理人弁護士が学校関係者の名誉を毀損したと認定され、損害賠償のみならず、謝罪廣告の掲載まで認容された事案である。周知の通り、学校に関する紛争は、極力関係者間における話し合による解決が試みられてきたわけであるが、その中で、学校関係者が保護者等を相手として、訴訟による解決を求めたことを、どのよう

に評価すべきかが問題となる。

本件事案を見れば明らかに、XがY1らを告訴するに至った原因は、Y1らがやや贅同し難い理由でXを殺人罪で告訴したのみならず、この告訴状を記者会見を開いて報道関係者に公表し、Xに対して社会的な圧迫を加えようとしたことにある。当事者が証拠の収集を含めた全ての訴訟活動を自身の費用で行わなければならぬ民事事件と異なり、刑事案件の場合には、公的機関である警察や検察が強制力を持つて捜査を行うため、犯罪の証拠等が確保されることは、公的機関である警察や検察が強制力を持つて捜査を行うため、犯罪の証拠等が確保される可能性が高くなり、併せて相手方に対する心理的圧迫を加える効果がある。このため、学校関係でのトラブルにおいても、学校関係者が暴行、傷害、強制わいせつ等を理由に刑事告訴されることは、実はそれほど珍しくなく、結果としてこれらの告訴はほとんど全てが不起訴となり、学校関係者が不当性を感じつつも、相手方を名誉毀損で告訴するまでには至らないのが、実情であると思われる。今回は、Xに対する告訴が殺人罪という衝撃的な内容であるにもかかわらず、事前の調査が極めて不十分であったこ

と、および、Y1らが記者会見を開いて報道関係者に告訴状を公開し、当該事実が報道されることによって、人の家族を含む私的生活にまで被害が及んだことから、Xが我慢の限界に達したものと考えられる。

もともと、Xが前訴に併合して本件訴えを提起したわけではなく、前訴が争われた地裁本庁から離れた地元の支部で別に訴訟を起こしたことからすれば、Xとしては、本件を学校で生じた事件の解決とは切り離し、Y1およびY2の責任を個人として追及しようとしたことが推測される。また、裁判所を典型とする法律の専門家は、公平であろうとすればするほど、両当事者の主張を等分に聞こうとする対応に徹することが通常であるから、暴行、傷害、強制わいせつといった事実関係が紛れやすい事案に関しては、真偽不明として曖昧な結論が下される可能性も、相当程度高いと考えなければならない。従つて、全ての刑事告訴に対して学校関係者が相手方を名誉毀損で提訴することは、事態をさらに複雑化させ、肝心の目的である学校関係者の名譽回復につながらない可能性があることを

と、および、Y1らが記者会見を開いて報道関係者に告訴状を公開し、当該事実が報道されることによって、人の家族を含む私的生活にまで被害が及んだことから、Xが我慢の限界に達したことではあるが、近年においては、法律上の手段に踏み切らなければならない事態が、徐々に生じている可能性があるようである。どの時点でもかかる対処の転換を判断すべきかについては、理論的にも実務的にも画一的な基準は存在しないが、生命や身体に危険が生じている場合のほか、本件のように、「人」としての尊厳が傷つけられた場合にも、断固たる態度をとることが、関係者全体の利益のために必要かつ有益であり、その状況は、学校関係者の名譽の回復においても、異なるものと思われる。

本判決に対してY1は控訴せず、一方Y2は最高裁まで争つたが、控訴審、上告審は共に本判決の判断を支持し（東京高裁平成23年12月14日判決・平成23年（ネ）1671号、最高裁平成25年10月3日決定・平成24年（オ）724号・平成24年（受）872号）、本件の判断は確定した。

も、慎重に考慮する必要がある。

学校の目指している教育上の目的と、法律上の紛争解決とが往々にして一致しないことは、本稿を含めた当連載において種々指摘している